

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和53年4月を9万2,000円、53年5月から同年12月までの期間を8万6,000円、54年1月から55年3月までの期間を9万8,000円、55年4月から同年9月までの期間を11万8,000円、55年10月から同年12月までの期間を10万4,000円、56年1月から同年12月までの期間を13万4,000円、57年1月から同年12月までの期間を14万2,000円、58年1月から同年12月までの期間を15万円、59年4月から同年9月までの期間を16万円、60年1月から同年4月までの期間を17万円、60年5月から同年7月までの期間及び63年1月から同年9月までの期間を20万円、平成3年2月から同年4月までの期間を26万円、4年1月から同年7月までの期間を34万円、5年4月から6年10月までの期間を44万円、9年4月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から平成9年5月1日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等により推認できる申立人の標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和 53 年 4 月を 9 万 2,000 円、53 年 5 月から同年 12 月までの期間を 8 万 6,000 円、54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間を 9 万 8,000 円、55 年 4 月から同年 9 月までの期間を 11 万 8,000 円、55 年 10 月から同年 12 月までの期間を 10 万 4,000 円、56 年 1 月から同年 12 月までの期間を 13 万 4,000 円、57 年 1 月から同年 12 月までの期間を 14 万 2,000 円、58 年 1 月から同年 12 月までの期間を 15 万円、59 年 4 月から同年 9 月までの期間を 16 万円、60 年 1 月から同年 4 月までの期間を 17 万円、60 年 5 月から同年 7 月までの期間を 20 万円、63 年 1 月から同年 9 月までの期間を 20 万円、平成 3 年 2 月から同年 4 月までの期間を 26 万円、4 年 1 月から同年 7 月までの期間を 34 万円、5 年 4 月から 6 年 10 月までの期間を 44 万円、9 年 4 月を 47 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給料支払明細書等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 10 月から同年 12 月までの期間、60 年 8 月から 62 年 12 月までの期間、63 年 10 月から平成 3 年 1 月までの期間、3 年 5 月から同年 12 月までの期間、4 年 8 月から 5 年 3 月までの期間及び 6 年 11 月から 9 年 3 月までの期間については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和50年4月から同年6月までの期間を7万2,000円、50年7月から51年7月までの期間を6万8,000円、51年11月から52年1月までの期間を7万6,000円、52年4月から同年7月までの期間を9万2,000円、52年8月から53年1月までの期間を9万8,000円、53年2月及び同年3月を10万4,000円、53年4月及び同年5月を9万8,000円、53年6月から同年12月までの期間を10万4,000円、54年1月から同年3月までの期間を14万2,000円、54年4月から55年9月までの期間を13万4,000円、55年10月から同年12月までの期間を11万8,000円、56年1月から同年12月までの期間を17万円、57年1月から同年12月までの期間を18万円、58年1月から同年12月までの期間を19万円、59年4月から同年9月までの期間を20万円、60年1月から同年4月までの期間を22万円、60年5月から同年7月までの期間を24万円、63年1月から同年9月までの期間を26万円、平成3年2月から同年4月までの期間を32万円、4年1月から同年7月までの期間を38万円、5年4月から6年4月までの期間を47万円、6年5月から7年9月までの期間を50万円、9年4月から同年9月までの期間を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から平成9年10月1日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務

していた同僚から提出された給与支払明細書等により推認できる申立人の標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間を 7 万 2,000 円、50 年 7 月から 51 年 7 月までの期間を 6 万 8,000 円、51 年 11 月から 52 年 1 月までの期間を 7 万 6,000 円、52 年 4 月から同年 7 月までの期間を 9 万 2,000 円、52 年 8 月から 53 年 1 月までの期間を 9 万 8,000 円、53 年 2 月及び同年 3 月を 10 万 4,000 円、53 年 4 月及び同年 5 月を 9 万 8,000 円、53 年 6 月から同年 12 月までの期間を 10 万 4,000 円、54 年 1 月から同年 3 月までの期間を 14 万 2,000 円、54 年 4 月から 55 年 9 月までの期間を 13 万 4,000 円、55 年 10 月から同年 12 月までの期間を 11 万 8,000 円、56 年 1 月から同年 12 月までの期間を 17 万円、57 年 1 月から同年 12 月までの期間を 18 万円、58 年 1 月から同年 12 月までの期間を 19 万円、59 年 4 月から同年 9 月までの期間を 20 万円、60 年 1 月から同年 4 月までの期間を 22 万円、60 年 5 月から同年 7 月までの期間を 24 万円、63 年 1 月から同年 9 月までの期間を 26 万円、平成 3 年 2 月から同年 4 月までの期間を 32 万円、4 年 1 月から同年 7 月までの期間を 38 万円、5 年 4 月から 6 年 4 月までの期間を 47 万円、6 年 5 月から 7 年 9 月までの期間を 50 万円、9 年 4 月から同年 9 月までの期間を 56 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給料支払明細書等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 51 年 8 月から同年 10 月までの期間、52 年 2 月及び同年 3 月、59 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 10 月から同年

12月までの期間、60年8月から62年12月までの期間、63年10月から平成3年1月までの期間、3年5月から同年12月までの期間、4年8月から5年3月までの期間並びに7年10月から9年3月までの期間については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和49年12月から50年6月までの期間を7万2,000円、50年7月から51年6月までの期間を7万6,000円、51年7月を8万6,000円、51年11月から52年1月までの期間を9万2,000円、52年4月から同年7月までの期間を11万円、52年8月から53年1月までの期間を10万4,000円、53年2月及び同年3月を11万円、53年4月及び同年5月を10万4,000円、53年6月から同年12月までの期間を11万円、54年1月から同年6月までの期間を13万4,000円、54年7月から同年9月までの期間を11万8,000円、54年10月から55年3月までの期間を12万6,000円、55年4月から同年9月までの期間を13万4,000円、55年10月から同年12月までの期間を11万円、56年1月から同年3月までの期間を15万円、56年4月から同年7月までの期間を16万円、56年8月及び同年9月を17万円、56年10月から同年12月までの期間を16万円、57年1月から同年12月までの期間を17万円、58年1月から同年12月までの期間を18万円、59年4月から同年9月までの期間を18万円、60年1月から同年4月までの期間を18万円、60年5月から同年7月までの期間を20万円、63年1月から同年9月までの期間を26万円、平成3年2月から同年4月までの期間を32万円、4年1月から同年7月までの期間を36万円、5年4月から6年10月までの期間を50万円、9年4月から同年9月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から平成9年10月1日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等により推認できる申立人の標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和49年12月から50年6月までの期間を7万2,000円、50年7月から51年6月までの期間を7万6,000円、51年7月を8万6,000円、51年11月から52年1月までの期間を9万2,000円、52年4月から同年7月までの期間を11万円、52年8月から53年1月までの期間を10万4,000円、53年2月及び同年3月を11万円、53年4月及び同年5月を10万4,000円、53年6月から同年12月までの期間を11万円、54年1月から同年6月までの期間を13万4,000円、54年7月から同年9月までの期間を11万8,000円、54年10月から55年3月までの期間を12万6,000円、55年4月から同年9月までの期間を13万4,000円、55年10月から同年12月までの期間を11万円、56年1月から同年3月までの期間を15万円、56年4月から同年7月までの期間を16万円、56年8月及び同年9月を17万円、56年10月から同年12月までの期間を16万円、57年1月から同年12月までの期間を17万円、58年1月から同年12月までの期間を18万円、59年4月から同年9月までの期間を18万円、60年1月から同年4月までの期間を18万円、60年5月から同年7月までの期間を20万円、63年1月から同年9月までの期間を26万円、平成3年2月から同年4月までの期間を32万円、4年1月から同年7月までの期間を36万円、5年4月から6年10月までの期間を50万円、9年4月から同年9月までの期間を53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給料支払明細書等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年5月から49年11月までの期間については、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚は共に給与支払明細書等を所持しておらず、また、A社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、当該期間当時における保険料控除額を確認することができない。

また、昭和51年8月から同年10月までの期間、52年2月及び同年3月、59年1月から同年3月までの期間、59年10月から同年12月までの期間、60年8月から62年12月までの期間、63年10月から平成3年1月までの期間、3年5月から同年12月までの期間、4年8月から5年3月までの期間並びに6年11月から9年3月までの期間については、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日
平成 16 年 8 月支給の賞与に係る給与支給明細書で、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支給明細書の写しにより、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、被保険者となり得る期間では無いことから年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで
昭和36年4月から同年11月までの8か月分の国民年金保険料について、納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できるところ、当該特殊台帳の記録から、申立人の生年月日が事実と異なる年月日で取り扱われていたことが事後に判明し、正しい生年月日に訂正されたことに伴って、申立期間が20歳到達前の期間となったために、この期間の被保険者資格が取り消されたことが確認できるとともに、これに伴い行われるべき申立期間の納付されていた保険料相当額の還付がなされていなかったことも確認できる。

一方、オンライン記録によれば、平成4年に申立期間の保険料納付があったことが記録された後、当該保険料相当額の還付決議が行われたことが記録されていることから、年金事務処理がオンライン化された後の平成4年になって申立期間の納付されていた保険料の申立人に対する還付手続が行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間については、申立人は20歳前であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録を訂正することはできない。

石川国民年金 事案366

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月及び同年4月

平成5年3月に退職した後、すぐに納付書が届き、金融機関で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後すぐに国民年金保険料の納付書が届き、保険料を納付したとしているが、申立人には、申立期間当時、国民年金の加入手続をした記憶は無い上、市役所及び国のオンライン記録でも申立期間は未加入とされており、国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難い。

また、申立人は、申立期間についての保険料を1枚の納付書で納付したとしているが、申立期間は年度が分かれるため、複数枚の納付書で納付する必要があるほか、申立人の納付金額についての記憶もあいまいであり、申立人の支払った金銭が国民年金保険料であったことを推認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 30 日から同年 9 月 10 日まで

私は、申立期間はA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する社員旅行の写真により、申立人は、当該期間のうち、少なくとも昭和 48 年 6 月 5 日からA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の複数の同僚は、A社の厚生年金保険に係る手続について、「人によって取扱いを決めていた様子があり、私も1年くらい勤務したが、厚生年金保険の加入記録は退職前の6か月だけになっている」、「入社後3か月から6か月ほど厚生年金保険の未加入期間があった」と供述している。

また、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業所関係者の連絡先も明らかでないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和48年8月1日から同年8月30日までとされており、申立人は同年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、当時の複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間の勤務実態をうかがわせる供述は得られない。

また、申立人の雇用保険の資格喪失日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、上記のとおり、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業所関係者の連絡先も明らかでないため、申立人の同社における退職日について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和48年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間②において申立てに係る事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間もA社で継続して勤務しており、申立期間前後と勤務形態は同じであった。申立期間に長期間休業していたとは考えられず、失業保険を受給したこともない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者期間と、厚生年金保険の被保険者期間が一致している上、申立人は、昭和 54 年 1 月 29 日に、同社を離職したことに伴い失業保険受給資格が決定された後、同年 3 月 5 日から同年 8 月 31 日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、当時の同僚等は、いずれも申立人が1回会社を辞めて再度入社した旨の供述をしており、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していた状況をうかがわせる証言は得られない。

さらに、A社は、平成 5 年 12 月 * 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、18 年 12 月 * 日に清算終了により閉鎖登記されており、当時の元役員も、会社資料は保有されていない旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から平成 7 年 4 月まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の報酬額より低い額となっている。当時の給与明細書は無いが、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した昭和 44 年 4 月から平成 7 年 4 月までの標準報酬月額が、当該期間に受け取っていたはずの賃金額より低額である。」と申し立てている。

しかし、A社が保有する平成 4 年から 7 年までの賃金台帳によると、申立人の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B健康保険組合が保有する平成 7 年の定時決定時の「健康保険被保険者名簿」によると、申立人の同健康保険組合の標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比較して低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、同僚の給与明細書を提出し、「私は同僚より一年早く入社しているので、同僚より標準報酬月額が低額であることは考えられない。」と主張しているが、当該給与明細と申立人の昇級辞令を比較したところ、必ずしも同僚より申立人の基準給が高かったことは確認できない上、A社の労働組合史により、当時のC地区勤務は、D地区勤務と比べて

労働時間が長かったことが確認できるところ、当該同僚は、当時、C地区（C営業部E営業所）に勤務しており、当該給与明細書の時間外手当の額によると、当該同僚の時間外労働が申立人に比べて長かったことが確認できるとともに、平成4年に当該同僚と申立人は同じ勤務地となったが、その後の標準報酬月額と同額とされていることから、当該同僚と申立人の標準報酬月額の差異は、時間外手当の多少であったものと考えられる。

このほか、申立人の標準報酬月額の記録は、遡^{そきゅう}及して訂正された形跡も無い上、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から24年3月まで

私は、昭和21年ごろから24年ごろまで、A社で引き船の機械員及び潜水夫の世話をしており、B県C市で勤務した後、D県に出張し1年から2年くらい勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している勤務内容は詳細である上、名前を記憶している同僚12人のうち、6人がA社の厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿によると、A社は、昭和23年4月*日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚12人のうち、現場作業員で厚生年金保険記録がある同僚は、いずれも潜水夫であることから、A社は、当時、潜水夫以外の現場作業員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「会社から健康保険被保険者証をもらった覚えがない。会社から厚生年金保険料を控除されていたか分からない。」と供述しており、申立期間当時の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。